

監査結果公表第27-16号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月2日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 措置の通知

- 平成22年度定期監査（教育委員会事務局旧学校教育部）及び
平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月22日付け八教生教政第170号
- 平成24年度定期監査（こども未来部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月22日付け八ここ第663号
- 平成25年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知
平成28年1月27日付け八土土総第108号
- 平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置の通知
平成28年2月29日付け八健地第272号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 25 年度実施健康福祉部定期監査の結果に対する措置の内容
 地域福祉政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>2 指定管理に係る事務について</p> <p>(4) 一部施設において、指定管理に係る四半期毎のモニタリングがまとめて行われていたものがあつたほか、チェックシートによる実地確認の結果や指定管理者との協議内容については担当者のみで処理されていた。モニタリングは施設の管理・運営状況の検証等に有用な情報となるものであることから、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成27年4月1日)</p> <p>モニタリングについては、平成27年度より定期的に年4回指定管理者と協議の場を設けるよう改めました。</p> <p>また、その結果についても、課内で報告・共有し、適切な事務処理を行うよう改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>モニタリングについては、定期的に指定管理者と協議の場を設けるよう改めます。</p> <p>また、モニタリングの結果については課内で報告・共有し、適切な事務処理を行うよう改めます。</p>

生活福祉課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>2 会計事務について (2) 生活扶助費等の窓口支給分として毎月前渡資金を受けているが、精算時における返納率が30%以上となっている月が多く見受けられる。公金の適正管理やリスク回避等の観点からも、資金前渡額については、可能な限り縮減に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年1月31日)	措置状況	3. 検討中
	<p>毎月受けている前渡資金については、精算時の返納額及び返納率の縮減を図るため、過去半年分の精算額及び精算率の実績等を十分勘案して見積もるよう改めました。</p>		<p>過去半年分の精算額及び精算率を十分に勘案し、毎月の前渡資金額を精査していきます。</p>	

高齢福祉課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>1 指定管理に係る事務について</p> <p>(1) 八尾市立老人福祉センターについて</p> <p>② 指定管理者からの毎月の業務報告書について、業務仕様書に定めのある行事の実施状況等の記載項目がなかった。また、年度終了後に提出される事業報告書において、事業計画時における新たな取り組み等についての経過や成果が十分に記載されていない点などが見受けられた。市の指定管理に対するモニタリング、評価において成果を検証することは重要であることから、今後、報告様式の変更について検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済 (平成27年5月29日)	措置状況	2. 措置予定
<p>(2) 八尾市立養護老人ホームについて</p> <p>八尾市立養護老人ホーム管理業務処理要領に定められた例月報告書については、指定管理者より提出があるものの、様式が入所者の氏名や異動状況を一覧としているのみであり、行事や交流会等施設の事業内容については記載されていない。年度終了後の事業報告においては記載されているものの、市の適切なモニタリングの観点から今後、例月報告書の様式変更について検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済 (平成27年5月1日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>「管理運営報告書」の提出を受ける際に、行事の実施状況等がわかる資料を添付するとともに、事業計画時において新たな取り組み等のある場合には、経過や成果について事業報告書に追記するよう改めました。</p>	<p>毎月ごとの利用者数等を記載した「管理運営報告書」の提出を受ける際に、行事の実施状況等がわかる資料を添付するように改めました。</p> <p>また、事業計画に対する新たな取り組み等についての経過や成果については、今後事業報告書に記載する予定です。</p>		
	<p>例月報告書（異動状況報告書）に、行事や交流会等の事業内容について記載した報告書を求めるよう改めました。</p>	<p>月例の「異動状況報告書」提出の際に、行事や交流会等の事業内容についての報告を記載する予定です。</p>		

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>2 公益社団法人八尾市シルバー人材センターに対する事務について</p> <p>(1) 高年齢者労働能力活用事業補助金について 本補助金については、補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によりシルバー人材センターが行う事業実施に要する経費のうち、職員の人件費等に交付されるものとなっている。</p> <p>当該年度の補助金交付決定の際の補助対象経費は人件費のみであったが、精算報告では補助対象経費に市の行政財産であるシルバー人材センターの事務所修繕費等が含まれていた。シルバー人材センターが当該年度に執行した人件費は、職員の給料手当及び福利厚生費等のほか、退職給付引当資産への積立金があるが、退職給付引当資産への積立金については精算報告に計上されていないため、補助対象経費について再度見直し、適切な事務処理を行うこと。また、今後補助金額確定時等のチェックを厳格にするなど、要綱に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成27年5月28日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>平成26年4月1日改正後の補助金交付対象経費の規定について、高齢福祉課とシルバー人材センターとの間で認識を共有し、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、補助金確定時において厳格な審査を行うよう改めました。</p>		<p>平成24年度の補助金額確定時にシルバー人材センターより提出された精算報告書については、本来「退職給付引当資産取得支出」と記載すべきところ、「事務所(修繕費)等」と誤って記載されていたため、正しい資料の提出を受けました(平成26年2月27日措置済)。</p> <p>また、平成26年4月1日に補助金交付要綱の改正を行い、補助金の交付対象経費となる科目を明確にしました。補助金の執行にあたっては、補助金交付対象経費の規定を高齢福祉課とシルバー人材センターの間で改めて認識を共有し、本年度補助金確定時において厳格な審査を行い、適正な事務処理を行います。</p>	

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>(2) 財産の管理について シルバー人材センターが事務所等として使用している建物の一部については、平成8年度に増築されているが、増築部分について公有財産台帳とシルバー人材センターの財産目録に重複して登録されているので、適正な処理を行うこと。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>適正な財産管理を行うべく、高齢福祉課とシルバー人材センターの間で処理方法を検討しています。</p>		<p>適正な財産管理を行うべく、高齢福祉課とシルバー人材センターの間で処理方法を検討しています。</p>	

障がい福祉課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>4 医療費の助成に関する事務について</p> <p>身体障害者及び知的障害者の医療費助成に関する条例では、「医療証交付申請日から助成が適用される」となっている。また、医療費の助成資格は障害認定日から生じるが、障害認定日は障害者手帳が交付されるまで判明しないため、医療費助成の一部の申請において、障害認定日から助成を適用するため、日付を遡って申請書を受理しているものが見受けられた。これらの事務については、申請者の利益を確保する観点から行われているものであるが、適正な事務処理となるよう規定の整備を行うこと。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>平成 28 年度に見直しを検討されている大阪府補助制度との整合を図る方向で、規定の整備を行う準備を進めております。</p>		<p>大阪府補助制度規定との整合を図る方向で、規定の整備を行う予定としております。</p>	

健康保険課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H26.10.23 までの取り組み等の内容	
<p>4 国民健康保険出産費資金貸付基金について</p> <p>本基金については、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対して、その支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることを目的として設置されている。本基金条例で基金の額を 40,000 千円以内とし、平成 24 年度末残高は 30,902 千円となっているが、平成 21 年度に出産育児一時金の直接支払制度が開始されたことなどにより、貸付件数、金額ともに大幅に減少し、平成 24 年度の貸付件数は 1 件（金額 80 千円）となっており、基金残高と運用実態との乖離が顕著となっている。今後、貸付状況の推移を勘案し、基金残高の見直し等について検討すること。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>国民健康保険制度改革により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県となり国民健康保険業務が広域化されることが決定しており、現在国において都道府県と市町村の役割分担等、事務の詳細が詰められています。</p> <p>そのため、当該基金残高の見直し等については、広域化に伴う財政運営等が明らかになった段階でその動向と見合せ、検討を行う予定です。</p>		<p>国民健康保険の運営主体は平成 29 年度をめどに都道府県化される予定ですが、個別業務についての都道府県と市町村の役割分担については、国において今なお検討が続けられているところです。</p> <p>当該基金残高の見直し等については、上記役割分担が不明な上、今後新たに設置される予定の（仮称）国保財政安定化基金の運営方法も明確になっていない状況から、その動向が明らかになってくる段階で基金残高の見直し等に向けた検討を行うこととします。</p>	
<p>5 後期高齢者医療保険料に係る事務について</p> <p>(1) 保険料の賦課、減免等の決定については後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収、減免の受付等については市が行っている。保険料の納入通知については、賦課決定の通知と合わせて市が被保険者に送付しているが、年度当初やそれ以降の納入通知における決定手続きが十分行われていないので、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成27年7月7日）	措置状況	2. 措置予定
	<p>保険料納入通知について、適正な決定手続を行うよう改めました。</p>		<p>保険料納入通知（随時期分）については、適正な決定手続を行うよう改めました。（平成 26 年 4 月 1 日）</p> <p>なお、保険料納入通知（年度当初分）については、平成 27 年度より適正な処理を行う予定です。</p>	